

## 国民健康保険税がコンビニで納付できるようになります

これまで、市役所または市内に本店・支店・出張所のある金融機関でしか納付できなかった国民健康保険税が、平成23年度分から全国の主なコンビニエンスストアで納付できるようになります。

照会先 国保年金課 ☎ 23-6716

### ◆コンビニで納付できる納付書

- ・市から送付される納税通知書で納付できます。

### ◆納税通知書の変更点

- ・納税通知書は今までひとつの束になっていた課税の明細や各期の納付書が、1枚ずつ別々になります。
- ・1年間の納税額を1枚で納付できる全期納付書が新しく増えます。

### ◆納付できるコンビニ

- ・納付書の裏面に記載してあるコンビニで納付できます。

注意 次の場合はコンビニで納付できません。市役所または金融機関で納付してください。

- ①各期の納付額が30万円を超える場合。
- ②納期限を過ぎた場合。
- ③汚れなどによりバーコードが読み取れない場合。

## 国民年金

### 年金受給者が死亡された場合は 年金手続きが必要ですよ。

年金を受けている方が死亡すると受給権は消滅します。

遺族の方などは「年金受給権者死亡届」を、最寄りの年金事務所にすみやかに提出してください。(関市に提出する戸籍の死亡届とは別に厚生労働大臣あてに提出が必要なものです)

この届けが遅れ、年金を多く受け取り過ぎた場合、後で年金を返さなければならなくなることがありますので、ご注意ください。

### 死亡した方が受け取れるはずであった年金が残っているとき

死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、死亡した方と死亡の当時、生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹は、これを請求し受け取ることができます。これを「未支給年金」といい、年金は死亡した月の分まで支払われます。

未支給年金は受けられる権利があっても、請求者本人からの請求がないと支給されません。

請求権の時効は5年で時効の中断はありません。

### 死亡した方に残された妻や子がいるとき

死亡した方に残された妻や18歳未満の

子がいるときは、遺族年金を請求することができます。

遺族年金には、遺族基礎年金(国民年金)、遺族厚生年金、寡婦年金(国民年金)、遺族共済年金があり、加入している年金制度によって、それぞれ受給要件や受給できる金額が違います。

### 請求手続きについて

国民年金のみの場合は市町村で、厚生年金がある場合は、国民年金分もあわせて年金事務所、共済年金がある場合は各共済組合で、それぞれ手続きをすることになります。

※関市では国民年金がある場合は、厚生年金分も合わせて未支給年金の請求を随時受け付けています。また、遺族厚生年金の請求は、毎週水曜日に行っている年金相談(予約制)で受け付けているものもあります。ただし、市役所で受け付けする場合、年金額については分かりませんのでご了承ください。

### 〈照会先〉

国保年金課年金係

☎ 23-6724、☎ 23-6725

美濃加茂年金事務所

☎ 0574-28181